

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第百三十八条第三項第一号」を「第百三十八条第四項第一号」に改める。

第十六条第二項及び第十九条第二号中「同条第三項第四号」を「同条第四項第四号」に改める。

様式第八号の^{(注)6}中「~~第137条の12第4項~~」を「~~第137条の12第13項~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。